

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

本市では、平成6（1994）年に「北本市男女行動計画」を策定し、以降五次までの計画を通じて、男女共同参画に関する施策を総合的に推進しています。

平成18（2006）年には、男女共同参画の推進に向けて「北本市男女共同参画推進条例」を施行し、市、市民、事業者やその他の機関の責務を明示するとともに、男女共同参画に関して講じた施策の状況を公表すること等を定めました。

この間、全国的な少子高齢化の進行や雇用形態の多様化など、社会経済環境は大きな変化を続け、それに合わせ人々の価値観や生活スタイルも大きく変化しています。

また、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、DV（配偶者等からの暴力）や性暴力・性犯罪の増加・深刻化の懸念、雇用・所得への影響など、特に女性に対して大きな影響をもたらし、男女共同参画の重要性が一層高まっています。

豊かな市民生活の実現や社会の持続的な発展のためには、すべての人の個性と能力が発揮される社会、男女共同参画社会の実現が欠かせません。

市では、現行計画の計画期間の満了にあたり、これまでの取組の更なる推進と、新たな課題に対応していくため、「第六次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

国際連合が昭和 50（1975）年を「国際婦人年」、それに続く 10 年を「国連婦人の 10 年」と定め、昭和 54（1979）年に女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取組は大きく前進しました。

【近年の動き】

■「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択

平成 27（2015）年に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 のゴールと 169 のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられました。そのひとつのゴール 5 には「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」という目標が示されています。

■「第 64 回国連女性の地位委員会」開催

「北京宣言及び行動綱領」の採択から 25 周年にあたる令和 2（2020）年に「第 64 回国連女性の地位委員会」がニューヨークの国連本部で開催されました。そこでは、「北京宣言及び行動綱領」に基づく取組の進捗の速さや深さが不十分であること、依然として大きな格差があり、構造的な障壁、差別的な慣習等が残っていることへの懸念が表明されています。

年	世界の動き
昭和 50（1975）年 国際婦人年	国際婦人年世界会議「世界行動計画」採択 1985 年までを「国際婦人の 10 年」とすることを宣言
昭和 54（1979）年	国連で「女子差別撤廃条約」採択
昭和 60（1985）年	第 3 回世界女性会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
平成 7（1995）年	第 4 回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択 →NGO フォーラムに 3 万人が参加、20 世紀最大の女性集会
平成 12（2000）年	国連特別総会「女性 2000 年会議」「北京宣言及び行動要領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）採択 「ミレニアム開発目標（MDGs：2015 年までの国際目標）」設定（目標 3：ジェンダー平等推進と女性の地位向上）
平成 22（2010）年	「北京宣言及び行動綱領」採択より 15 年（北京+15） 「第 54 回国連婦人の地位委員会」開催
平成 23（2011）年	UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関） 正式発足
平成 27（2015）年	「北京宣言及び行動綱領」採択より 20 年（北京+20） 「第 59 回国連婦人の地位委員会」開催 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択（ゴール 5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る）
令和元（2019）年	G20 大阪首脳宣言
令和 2（2020）年	「北京宣言及び行動綱領」採択より 25 年（北京+25） 「第 64 回国連女性の地位委員会」開催

コラム SDGs (持続可能な開発目標)

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された世界共通の目標であり、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

令和 12 (2030) 年を達成の年限として、「誰一人取り残さない (Leave No One Behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指し、国際社会全体で取り組むこととされています。

国においては、平成 28 (2016) 年に「SDGs 実施指針」を策定し、その中で SDGs の達成に向けては、地方自治体等の積極的な取組が不可欠であるとしています。

北本市においても、第五次北本市総合振興計画で位置付ける各施策及び基本事業において、SDGs のゴールやターゲットと結びついた成果指標等を設定するなど、SDGs を取り入れたまちづくりを推進しています。

SDGs は、その前文に「すべての人の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」と明記されるなど、ジェンダー平等と女性及び女児のエンパワーメントの実現は、SDGs 全体の目的でもあります。

また、ゴール 5 として「ジェンダー平等を実現しよう」を掲げるなど、独立したゴールとしてもすべての女性と男性が対等に権利、機会及び責任を分かち合える社会をつくることを目指しています。

SDGs の 17 のゴール及びゴール 5 のロゴマーク



(2) 国の動き

国においては、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年には、「男女共同参画社会基本法」の基本理念を実行に移すための法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定され、現在までに第 5 次の計画を策定しています。

また、「男女共同参画社会基本法」の施行に前後して男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）や育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）などの改正が行われました。

以降、DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）など、社会情勢の変化やニーズの多様化に合わせた法整備や法改正を重ねています。

しかし一方で、世界経済フォーラムが令和 4（2022）年に公表した「ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）」では、特に政治及び経済分野での格差が大きく、146 か国中 116 位と先進国の中でも低い水準となっています。

【近年の動き】

■「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定

新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、人口減少やデジタル化への対応、女性への暴力根絶、女性の視点からの防災、ジェンダー平等など世界的な潮流などの社会情勢の変化や課題に対応するため、令和 2（2020）年に「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

■「育児・介護休業法」の改正

令和 3（2021）年 6 月の改正により、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み（産後パパ育休）の創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠又は出産の申出をした労働者に対する個別の周知及び意向確認の措置の義務付け等が盛り込まれ、令和 4（2022）年 4 月より段階的に施行されています。

年	日本の動き
平成 11（1999）年	「男女共同参画基本法」施行
平成 12（2000）年	「男女共同参画基本計画」策定
平成 13（2001）年	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
⋮	
平成 25（2013）年	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正
平成 27（2015）年	「女性活躍推進法」施行 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定
平成 30（2018）年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行
令和元（2019）年	「女性活躍推進法」改正 「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」改正
令和 2（2020）年	「第 5 次男女共同参画基本計画」策定
令和 3（2021）年	「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」策定 「育児・介護休業法」改正

(3) 埼玉県の動き

埼玉県においては、全国に先駆けて平成12(2000)年に埼玉県男女共同参画推進条例を制定し、平成14(2002)年に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定しました。以降、時代に応じた見直しを行いながら、令和4(2022)年3月に新たな「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されました。

【近年の動き】

■ 「埼玉県男女共同参画基本計画」策定

人口減少と一層の高齢化の進行が見込まれる中で、誰もが自分らしく活躍できる、活力ある持続可能な社会づくりを目指し、令和4年度を初年度とする新たな「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、DVと児童虐待対応の連携強化、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景としたDV相談件数の増加等の社会変化や課題へ対応するため、あわせて「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」も策定されています。

(4) 北本市の動き

本市では、平成6(1994)年に「北本市男女行動計画」を策定し、以降、五次にわたる改訂を重ね、様々な分野における男女共同参画に関する施策を推進してきました。

また、平成18(2006)年7月に「北本市男女共同参画推進条例」を施行、同年11月には「北本市男女共同参画都市宣言」を行っています。

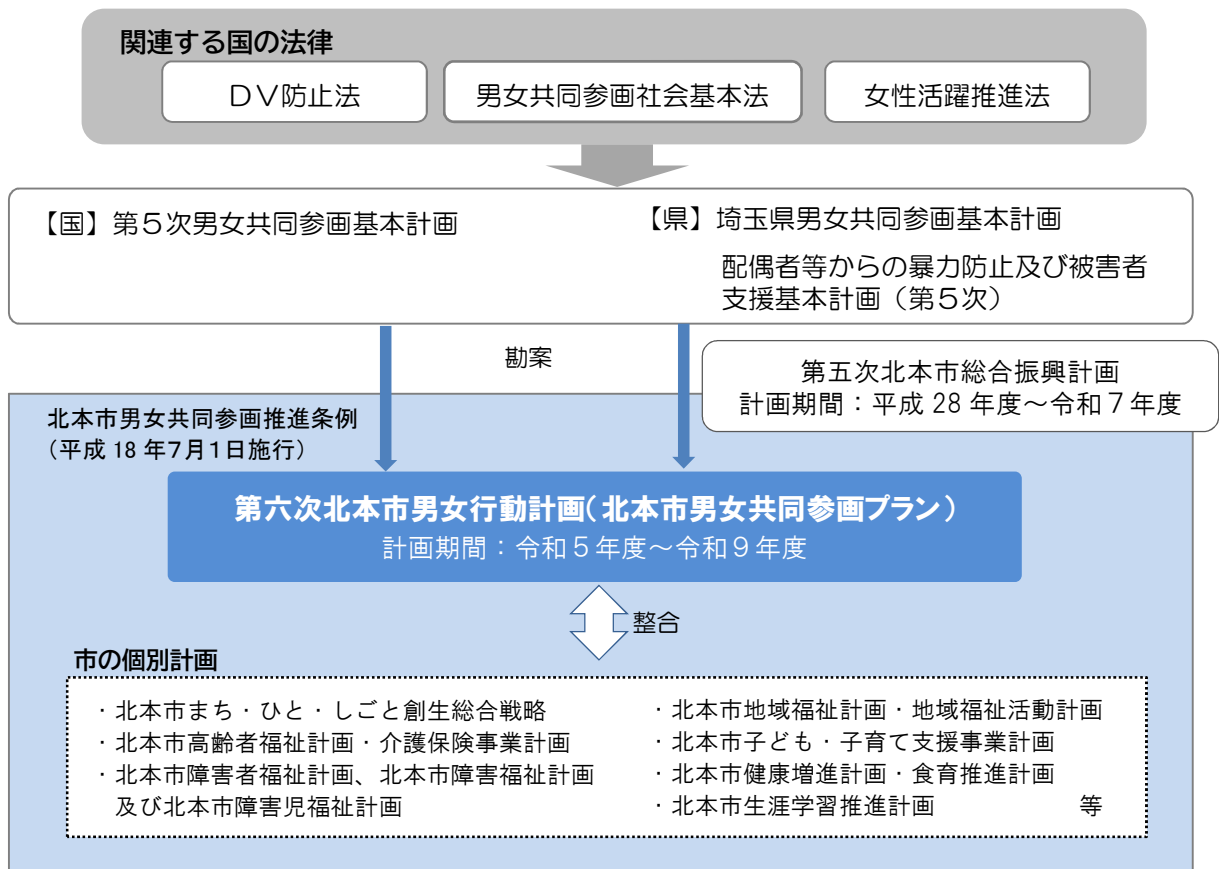
計画の推進にあたっては、様々な年代に応じた意識啓発、ワーク・ライフ・バランスの実現と政策・意思決定過程の場における女性の登用をはじめとする働く場や地域社会への女性の参画促進、男女がともに子育て及び介護を行うためのサービスの充実、あらゆる暴力を根絶するための意識啓発や相談体制の確立、庁内外の様々な主体との連携強化を課題とし、男女共同参画社会の実現を目指し、各種施策を展開してきました。また、「北本市男女共同参画推進条例」第20条の規定に基づき、毎年度年次報告書を作成及び公表し、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにしています。

本計画の策定にあたっては、令和3年度に「北本市男女共同参画に関する意識・実態調査」と「事業所アンケート調査」を実施しました。

3. 計画の性格

- (1) 本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的な方向を明らかにしたものです。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「北本市男女共同参画推進条例」第11条第1項に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。また、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画及び「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画としても位置付けます。
- (3) 国及び県の「男女共同参画基本計画」や「第五次北本市総合振興計画」を踏まえるとともに、関連する市の個別計画との整合を図りながら策定しました。
- (4) 北本市男女共同参画審議会の意見を尊重するとともに「第五次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」の進捗状況や課題を整理し、令和3（2021）年10～12月に実施した「北本市男女共同参画に関する意識・実態調査」の結果等をもとに策定しました。また、令和4年（2022）中に実施したパブリック・コメント手続制度等による市民の提言等も反映しました。
- (5) 市、市民及び事業者等と協働して取り組むものです。

計画の位置付け



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10年度 (2028)	11 (2029)	12 (2030)
第五次北本市総合振興計画(平成28年度～令和7年度)							第六次北本市総合振興計画				
				第六次北本市男女行動計画 (北本市男女共同参画プラン)							